

○経済産業省告示第 号

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）の施行に伴い、国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関が講ずべき支援措置に関する指針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年 月 日

経済産業大臣 梶山 弘志

国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関が講ずべき支援措置に関する指針の一部を改正する告示

国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関が講ずべき支援措置に関する指針（平成二十六年経済産業省告示第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	二 中小企業の活力の再生の支援内容に関する事項 イ 国が講ずべき支援措置 (1) 国は、中小企業の活力の再生の支援に資するため、政府系金融機関を通じた金融支援、信用保証の活用による円滑な資金供給、<u>事業再生支援や過大な債務を負っている</u>中小企業者又は既に債務の整理を行った中小企業者の債務の保証をしている者（以下「保証人」という。）を対象とした、当該保証債務の整理（破産手続又は再生手続に
改正前	二 中小企業の活力の再生の支援内容に関する事項 イ 国が講ずべき支援措置 (1) 国は、中小企業の活力の再生の支援に資するため、政府系金融機関を通じた金融支援、信用保証の活用による円滑な資金供給、<u>再生支援や経営の強化に寄与する人材の育成・確保、新事業の開拓、販路の開拓、</u>海外事業の展開及び合併等（合併、事業の譲受けその他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）により他の中小企業者から承

よりその債務の整理を図ることを除く。以下「個人保証債務整理」という。）に係る支援、経営の強化に寄与する人材の育成・確保、新事業の開拓、販路の開拓、海外事業の展開及び合併等（合併、事業の譲受けその他これらに準ずるものにより他の中小企業者からその事業に係る経営資源を引き継ぐものをいう。以下同じ。）により承継する新たな経営資源の活用による経営の効率化（以下「経営資源の有効活用」という。）の支援など中小企業の活力の再生に資する種々の施策を総合的に実施する。

(2)
〔略〕

継する新たな経営資源の活用による経営の効率化の支援など中小企業の活力の再生に資する種々の施策を総合的に実施する。

(2)
〔略〕

ロ 「略」

ハ 機構が講ずべき支援措置

(1) ～ (6) 「略」

(7) 全国本部は、保証人の依頼に応じて、専

門家等を有効に活用するとともに、多数に

及ぶ関係者との調整を行う等、個人保証債

務整理に係る支援を行う。

(8) 全国本部は、合併等による経営資源の有

効活用を図る中小企業者を対象に、当該中

小企業者の依頼に応じて、必要があると認

める場合に経営の診断の実施、合併等に関

する仲介など中小企業の活力の再生に資す

る支援を行う。

ロ 「略」

ハ 機構が講ずべき支援措置

(1) ～ (6) 「略」

「新設」

(7) 全国本部は、合併等により他の中小企業

者から承継する新たな経営資源の活用によ

る経営の効率化を図る中小企業者を対象に

、当該中小企業者の依頼に応じて、必要が

あると認める場合に経営の診断の実施、合

併等に関する仲介など中小企業の活力の再

(9) | 「略」

(10) | 全国本部は、中小企業者に対し、経営悪
化時の早期対応の必要性、事業再生のため
の手法、個人保証債務整理のための手法、
経営資源の有効活用の観点からの合併等の
有効性等に関する研修の実施に努めるとと
もに、中小企業支援機関の職員等に対し、
中小企業の活力の再生を支援するための手
法や考慮事項等に関する研修を行う。

(11) |
(13) | 「略」

(14) | 全国本部は、認定支援機関に対し、当該

生に資する支援を行う。

(8) | 「略」

(9) | 全国本部は、中小企業者に対し、経営悪
化時の早期対応の必要性、再生のための手
法、他の中小企業者から承継する新たな経
営資源の活用による経営の効率化の観点か
らの合併等の有効性等に関する研修の実施
に努めるとともに、中小企業支援機関の職
員等に対し、中小企業の活力の再生を支援
するための手法や考慮事項等に関する研修
を行う。

(10) |
(12) | 「略」

(13) | 全国本部は、認定支援機関に対し、当該

認定支援機関が指導又は助言を行う案件について、類似の事例の照会に応ずる等の支援を行うほか、中小企業再生支援業務の進め方、各種制度、事業再生や個人保証債務整理、合併等による経営資源の有効活用に係る専門家等の活用方法、個別案件の内容及び進め方に対する助言を行う。また、認定支援機関からの要請に応じ、当該認定支援機関と連携した事業再生や個人保証債務整理、合併等による経営資源の有効活用の支援や適切な専門家等を当該認定支援機関に紹介する等の支援を行う。

認定支援機関が指導又は助言を行う案件について、類似の事例の照会に応ずる等の支援を行うほか、中小企業再生支援業務の進め方、各種制度、事業再生又は合併等により他の中小企業者から承継する新たな経営資源の活用による経営の効率化の支援や適切な専門家等を当該認定支援機関に紹介する等の支援

(15) 機構は、研修事業やセミナー等を開催し

、事業再生や個人保証債務整理、合併等による経営資源の有効活用に係る人材の育成を図るものとする。

ニ 認定支援機関が講ずべき支援措置

(1) 〵 (4) 「略」

(5) 認定支援機関は、保証人の依頼に応じて

、専門家等を有効に活用するとともに、多数に及ぶ関係者との調整を行う等、個人保証債務整理に係る支援を行う。

(6) 認定支援機関は、合併等による経営資源

を行う。

(14) 機構は、研修事業やセミナー等を開催し

、事業再生や合併等により他の中小企業者から承継する新たな経営資源の活用による経営の効率化に係る人材の育成を図るものとする。

ニ 認定支援機関が講ずべき支援措置

(1) 〵 (4) 「略」

「新設」

(5) 認定支援機関は、合併等により他の中小

の有効活用を図る中小企業者を対象に、当該中小企業者の依頼に応じて、必要があると認める場合に経営の診断の実施、合併等に関する仲介など活力の再生に資する支援を行う。

(7) |
「略」

(8) | 認定支援機関は、中小企業者に対し、経営悪化時の早期対応の必要性、事業再生のための手法、個人保証債務整理のための手法、経営資源の有効活用の観点からの合併等の有効性等に関する研修の実施に努めるとともに、中小企業支援機関の職員等に対

企業者から承継する新たな経営資源の活用による経営の効率化を図る中小企業者を対象に、当該中小企業者の依頼に応じて、必要があると認める場合に経営の診断の実施、合併等に関する仲介など活力の再生に資する支援を行う。

(6) |
「略」

(7) | 認定支援機関は、中小企業者に対し、経営悪化時の早期対応の必要性、再生のための手法、他の中小企業者から承継する新たな経営資源の活用による経営の効率化の観点からの合併等の有効性等に関する研修の実施に努めるとともに、中小企業支援機関

し、中小企業の活力の再生を支援するため
の手法や考慮事項等に関する研修を行う。

(9) |
「略」

三 中小企業の活力の再生の支援体制に関する事
項

イ 国が整備する支援体制

(1) 「略」

(2) 国は、経済産業局、沖縄総合事務局又は
財務局等の国の地方支分部局、地方公共団
体、機構、認定支援機関その他の関係者の
連携体制の構築に努める。また、必要に
応じて、認定支援機関、株式会社整理回収機

の職員等に対し、中小企業の活力の再生を
支援するための手法や考慮事項等に関する
研修を行う。

(8) |
「略」

三 中小企業の活力の再生の支援体制に関する事
項

イ 国が整備する支援体制

(1) 「略」

(2) 国は、経済産業局又は財務局等の国の地
方支分部局、地方公共団体、機構、認定支
援機関その他の関係者の連携体制の構築に
努める。また、必要に応じて、認定支援機
関、株式会社整理回収機構及び株式会社地

構及び株式会社地域経済活性化支援機構との連携を図る。

ロ 「略」

ハ 機構が整備する支援体制

(1) 「略」

(i) 認定支援機関や専門家等に蓄積されて

いる知識やノウハウ、支援取組事例等を

収集、分析、体系化及び当該専門家等の

情報を整理し、それを各認定支援機関に

提供することにより、認定支援機関を支

援する体制を整備する。

(ii) 「略」

(2) ・ 「略」
(3) 「略」

域経済活性化支援機構との連携を図る。

ロ 「略」

ハ 機構が整備する支援体制

(1) 「略」

(i) 認定支援機関や専門家等に蓄積されて

いる知識やノウハウ、支援取組事例等を

収集、分析、体系化、及び当該専門家等

の情報を整理し、並びにそれを各認定支

援機関に提供し、認定支援機関を支援す

る体制を整備する。

(ii) 「略」

(2) ・ 「略」
(3) 「略」

(4) 機構は、中小企業者の事業再生、個人保

証債務整理及び合併等に関する情報が外部に漏えいした場合、風評被害等により事業再生、個人保証債務整理及び合併等の可能性が低下し、当該中小企業者及び保証人が多大な損害を被るおそれがあることから、中小企業再生支援業務を行う部署（全国本部）及びそれ以外の支援を行う部署を分けてそれぞれ独立して情報を管理するなど、機構内部において、厳格に秘密の保持を確保できる体制を整備するものとする。

(5) 機構は、都道府県への資金の貸付け業務等を通じて、自らが事業再生を行う中小企

(4) 機構は、中小企業者の事業再生及び合併

等に関する情報が外部に漏えいした場合、風評被害等により事業再生及び合併等の可能性が低下し、当該中小企業者が多大な損害を被るおそれがあることから、中小企業再生支援業務を行う部署（全国本部）及びそれ以外の支援を行う部署を分けてそれぞれ独立して情報を管理するなど、機構内部において、厳格に秘密の保持を確保できる体制を整備するものとする。

(5) 機構は、都道府県への資金の貸し付け業務等を通じて、自らが事業再生を行う中小

業者の債権者となり得ることに鑑み、中小企業再生支援業務に関する情報を適切に管理するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

二 認定支援機関が整備する支援体制

(1) 認定支援機関は、国、地方公共団体、全

国本部、株式会社整理回収機構及び株式会社地域経済活性化支援機構等と相互に連携して、適正かつ確実に中小企業再生支援業務を行うことができる体制を構築する。また、対象地域の中小企業者にとっての利便性の向上を図るため、対象地域の他の中小企業支援機関の協力を得るなどして活用し

企業者の債権者となり得ることに鑑み、中小企業再生支援業務に関する情報を適切に管理するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

二 認定支援機関が整備する支援体制

(1) 認定支援機関は、国、地方公共団体及び

全国本部等と相互に連携して、適正かつ確実に中小企業再生支援業務を行うことができる体制を構築する。また、対象地域の中小企業者にとっての利便性の向上を図るため、対象地域の他の中小企業支援機関の協力を得るなどして活用しやすい体制の構築に努める。

やすい体制の構築に努める。

(2) 「略」

- (3) 認定支援機関は、幅広く中小企業者の相談を受けるため、事業再生や個人保証債務整理、合併等による経営資源の有効活用に関する専門的知識又は経験を有する支援業務実施専門家を複数名配置する。支援業務実施専門家の選任に当たっては、経済産業局、沖縄総合事務局、都道府県、機構及び様々な中小企業支援機関等の協力のもと、有能かつ熱意ある人材を確保することに努める。
-

(2) 「略」

- (3) 認定支援機関は、幅広く中小企業者の相談を受けるため、企業や事業の再生及び合併等により他の中小企業者から承継する新たな経営資源の活用による経営の効率化に関する専門的知識又は経験を有する支援業務実施専門家を複数名配置する。支援業務実施専門家の選任に当たっては、経済産業局、沖縄総合事務局、都道府県、機構及び様々な中小企業支援機関等の協力のもと、有能かつ熱意ある人材を確保することに努める。
-

- (4) 認定支援機関は、自らが保有する支援機能、人材及びノウハウに加えて、必要に応じて、機構の支援を得ながら、事業再生や個人保証債務整理、合併等による経営資源の有効活用に係る専門的知識又は経験を有する専門家等及び企業経験者等の外部人材を有効に活用し、柔軟な支援体制を構築する。また、認定支援機関は、再生計画の作成支援等を行う場合には、必要に応じて、関係者、専門家等からなる支援チームを編成する。
- (5)・(6) 「略」
- (7) 認定支援機関は、中小企業者の事業再生

- (4) 認定支援機関は、自らが保有する支援機能、人材及びノウハウに加えて、必要に応じて、機構の支援を得ながら、企業再生や合併等により他の中小企業者から承継する新たな経営資源の活用による経営の効率化に係る専門的知識又は経験を有する専門家等及び企業経験者等の外部人材を有効に活用し、柔軟な支援体制を構築する。また、認定支援機関は、再生計画の作成支援等を行う場合には、必要に応じて、関係者、専門家等からなる支援チームを編成する。
- (5)・(6) 「略」
- (7) 認定支援機関は、中小企業者の事業再生

個人保証債務整理及び合併等に関する情報
報が外部に漏えいした場合、風評被害等により事業再生、個人保証債務整理及び合併等の可能性が低下し、当該中小企業者及び保証人が多大な損害を被るおそれがあることから、事業再生及び個人保証債務整理に係る支援を行う部署、合併等による経営資源の有効活用に係る支援を行う部署及びそれ以外の支援を行う部署の情報を、それぞれ独立して管理するなど、各部署間における連携体制を整備した上で、認定支援機関内部において、厳格に秘密の保持を確保できる体制を整備する。

及び合併等に関する情報が外部に漏えいした場合、風評被害等により事業再生及び合併等の可能性が低下し、当該中小企業者が多大な損害を被るおそれがあることから、事業再生に係る支援を行う部署、合併等により他の中小企業者から承継する新たな経営資源の活用による経営の効率化に係る支援を行う部署及びそれ以外の支援を行う部署の情報を、それぞれ独立して管理するなど、各部署間における連携体制を整備した上で、認定支援機関内部において、厳格に秘密の保持を確保できる体制を整備する。

(8) 「略」 四 その他中小企業の活力の再生の支援に関し配慮すべき事項 イ 適切なフォローアップ 機構及び認定支援機関は、一元的かつ継続的な記録の仕組みを構築するなどとともに、個々の中小企業者に対して具体的に講じた支援措置のフォローアップ及び情報管理を適切に行うものとする。 ロ、ホ 「略」	備考 表中の「」の記載は注記である。
(8) 「略」 四 その他中小企業の活力の再生の支援に関し配慮すべき事項 イ 適切なフォローアップ 機構及び認定支援機関は、一元的かつ継続的な記録の仕組みを構築するなどとともに、個々の中小企業者に対して具体的に講じた支援措置のフォローアップ、及び情報管理を適切に行うものとする。 ロ、ホ 「略」	

附 則

この告示は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。